

○福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第三十九号

改正 平成二七年三月二四日規則第二五号

平成三十年三月二十三日規則第十八号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職員の専従)

第三条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げるいずれかの場合とする。

- 一 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合
- 二 特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合
- 三 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合
- 四 地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合

(設備の基準)

第四条 条例第十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第十条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- カ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 静養室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。
- 三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 五 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 六 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 七 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 八 介護職員室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- 九 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- 4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室静養室等」という。)は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室静養室等については、この限りでない。
- 一 居室静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。

- 二 三階以上の階にある居室静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - 三 居室静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第一百十二条第一項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。
- 5 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室、静養室その他の入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下(以下「中廊下」という。)の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - 五 居室静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(職員に関する基準)

第五条 条例第十一条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 施設長 一
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 四 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を、その勤務する特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、次に掲げるものとすること。
 - (1) 入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で一以上
 - (2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。

(衛生管理)

第六条 条例第二十六条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第二十六条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第七条 条例第三十一条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型特別養護老人ホームに関する規定の適用)

第八条 第三条、第四条、第六条及び第七条の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営については、次条及び第十条に定めるところによる。

(設備の基準)

第九条 条例第三十五条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四十二条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第四十二条において準用する条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第三十五条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増

員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第三十五条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積等は、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書に規定する場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場としてふさわしい形状を有すること。

(2) 地階に設けてはならないこと。

(3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (4) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。
- ア 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 4 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- 一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上) 有すること。
 - 二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - 三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上) として差し支えないものとすること。
 - 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 廊下及び階段には手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(準用)

第十条 第三条、第六条及び第七条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第三条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第四十二条において準用する条例第六条ただし書」と、第六条中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第四十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第七条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「条例第四十二条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームに関する規定の適用)

第十一条 第三条から前条までの規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営については、次条から第十五条までに定めるところによる。

(設備の基準)

第十二条 条例第四十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四十八条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第四十八条において準用する条例第八条第二項に規定する訓練については、条例第四十八条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第四十四条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第四十四条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができること。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 静養室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。
 - 三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - 五 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - 六 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける

こと。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七 調理室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

八 介護職員室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができること。

イ 必要な備品を備えること。

4 居室静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室静養室等については、この限りでない。

一 居室静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。

二 三階以上の階にある居室静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上(中廊下の幅は、一・八メートル以上)とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、これによらないことができる。

- 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - 五 居室静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員に関する基準)

第十四条 条例第四十五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 一以上

四 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。第三項及び第四項において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

イ 看護職員の数は、一以上とすること。

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

4 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居

住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

- 5 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

(平二七規則二五・一部改正)

(準用)

第十五条 第三条、第六条及び第七条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第三条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例第六条ただし書」と、第六条中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例第二十六条第二項」と、第七条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する規定の適用)

第十六条 第三条から第十三条条まで及び前条の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次条及び第十八条に定めるところによる。

(設備の基準)

第十七条 条例第五十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十二条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第五十二条において準用する条例第八条第二項に規定する訓練については、条例第五十二条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第五十条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火

災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第五十条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積等は、次の(一)又は(二)に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(一) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(二) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 地階に設けてはならないこと。

(3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとすること。

四 調理室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとすること。

4 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効

- な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上) 有すること。
- 二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする。
- 一 廊下の幅は、一・五メートル以上(中廊下の幅は、一・八メートル以上) とすること。
ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
- 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 廊下及び階段には手すりを設けること。
- 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(準用)

第十八条 第三条、第六条及び第七条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第三条中「条例第六条ただし書」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第六条ただし書」と、第六条中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第七条中「条例第三十一条第一項」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分並びに次

項及び第三項に規定する建物を除く。)に対する第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号アの規定の適用については、第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号ア中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

2 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物(同年四月一日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月一日以後に増築され、又は全面的に改築された部分及び次項に規定する建物を除く。次条において同じ。)に対する第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号アの規定の適用については、第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号ア中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とすること」と、第四条第三項第一号ウ及び第十二条第三項第一号ウ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物に対する第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号アの規定の適用については、第四条第三項第一号ア及び第十二条第三項第一号ア中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる」とあるのは、「八人以下とすること」とする。

第三条 平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第四条第三項第九号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第十二条第三項第九号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

第四条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第六条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第三項第九

号ア及び第十二条第三項第九号アの規定にかかわらず、食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第五条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室の面積の基準については、第四条第三項第九号ア及び第十二条第三項第九号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの基準とする。

- 一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

第六条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第四条第五項第一号、第九条第五項第一号、第十二条第五項第一号及び第十七条第五項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第七条 平成十四年八月七日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(同日において基本

的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第百七号。以下「十四年一部改正省令」という。)による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三章(第三十五条第四項第一号イ(四)及び同号ロ(三)を除く。)に規定する基準を満たすものに対する第九条第三項第一号イ(3)の規定の適用については、同号イ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第八条 平成十八年四月一日において十四年一部改正省令附則第二条第二項の規定の適用を受けていた特別養護老人ホームに対する第十七条第三項第一号イ(3)の規定の適用については、同号イ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

附 則 (平成二七年規則第二五号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年規則第十八号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。